

締約国に関する情報 KH	カンボジア	附属書 B1 KH
	一般情報	
国内官庁の名称	Department of Industrial Property (DIP), Ministry of Industry, Science, Technology and Innovation (MISTI) (Cambodia) (工業科学技術イノベーション省 (MISTI) 工業所有権部 (DIP) (カンボジア))	
所在地及び郵便のあて名	45 Preah Norodom Boulevard, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia	
電話番号	(855) 12 841 882, 12 982 382	
ファクシミリ装置	(855) 23 428 263	
電子メール	adm_dip@yahoo.com	
インターネット	www.misti.gov.kh	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ及び電子メール	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には、送付の日から1箇月以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし認証済の配達サービスを条件とする。	
カンボジアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、工業科学技術イノベーション省 (MISTI) 工業所有権部 (DIP) (カンボジア)、又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
カンボジアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	工業科学技術イノベーション省 (MISTI) 工業所有権部 (DIP) (カンボジア)	
カンボジアを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許, 実用新案 欧州：欧州特許の有効化 <sup>1</sup>	
国際型調査に関するカンボジアの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
カンボジアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
カンボジアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知の受領日から1箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	

1 2018年3月1日以降に行われた国際出願について (OJ EPO 2/2018, A16参照)。